

社会福祉法人ふたば園役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふたば園（以下「法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、次の通り報酬等を支給するものとする。

- (1) 理事長 月額3万円
- (2) 評議員、理事、監事 日額5千円
- (3) 監事の現金出納点検業務 月額2万円

2 理事・監事の各年度の報酬総額の限度額は、80万円とする。

3 法人業務を行う場合には、旅費規程に基づきその実費相当額を別途支払うことができる。

(当法人職員給与との併給)

第3条 法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員等報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による区分に応じて定める時期とする。

- (1) 理事長に対する報酬は、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第3条に準じた日とする。
- (2) 評議員、理事及び監事に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給し、理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

2 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

3 本条第2項の規定にかかわらず、理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附 則

この規程は、平成29年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。